

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-37 レス竹和式番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>

青色事業専従者や一般従業員（パート、アルバイトを含む）に給与を支払っている事業主の方へ

源泉指導会のご案内

源泉所得税額の計算、納付書の書き方等についての指導会
 6月～7月10日(月)まで 事務局・港北出張所にて

源泉徴収簿・納付書
 をお持ちでない方は、事務局
 にご用意がございますの
 でお申し出ください。

ご来所時にお持ちいただくもの

- 令和5年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- 源泉所得税の納付書
- 令和5年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- 令和4年分の年末調整時の資料 ... 令和4年全期分の納付書(控)等



納期限 令和5年1月～6月分(前期分) **7月10日(月)** です。
 納期の特例の承認を受けている場合

源泉徴収簿

甲欄	乙欄	所 属	職 名	住 所	氏 名	生 年 月 日	給 付 号	通 号
		横浜市神奈川区西神奈川	○-△	青色 花子	38-10-15			
区 分	支 給 月 日	給 支 給 金 額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除額	源泉徴収額	源泉所得税額	源泉徴収額	源泉徴収額
1	1.31	100,000			0	720		
2	2.28	100,000			0	720		
3	3.31	100,000			0	720		
4	4.30	100,000			0	720		
5	5.31	100,000			0	720		
6	6.30	100,000			0	720		

従業員、専従者の住所、氏名、生年月日、1月～6月まで支給した給与・賞与額、源泉所得税額等のご記入をお願いします。（源泉所得税額は「給与所得の源泉徴収税額表」により算出します。）

源泉所得税の納付書

32399 05 神奈川 00031978 110 12345678

納期等の区分
 0501
 0506

源泉所得税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要になります。

合計額 ¥4320

預った源泉所得税額の合計額を納付書を用いて金融機関等で期限(7月10日)までに納付してください。

同時開催

消費税（インボイス制度）個別指導開催中

10月1日より始まる消費税インボイス制度を前に、登録申請についてのご相談や適格請求書（インボイス）発行と記帳のしかた、消費税申告に向けての準備等について個別指導を行っております。尚、5月25日現在、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請書を提出して登録通知書が届くまでの期間の目安は、書面提出で約3ヶ月、e-Tax提出で約1ヶ月半、時間を要するようです。登録することを決められた方はお早目の申請をおすすめします。

- ご持参書類 個人番号（マイナンバー）と本人確認書類の写し
 過去2年分の申告書控・決算書控、今記帳している帳簿等

第11回定時総会 開催致しました



去る6月1日(木)午後3時より新横浜グレイスホテルにて第11回定時総会を開催し、全議案原案通り可決承認されました。総会終了後は理事会を開催し、仲戸川会長が再任されるとともに浅沼副会長、横田副会長、伊藤副会長、高橋副会長、益子副会長、漆原副会長が再任となりました。また、今年は4年ぶりとなる懇親会を開催し、神奈川県税務署 佐藤副署長様をはじめ多数のご来賓の方々のご臨席のもと意見交換交流を図りました。尚、今期も定時総会を開催するにあたり大勢の会員の皆様のご協力をいただき誠にありがとうございました。

- 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和4年度決算報告承認の件及び監査報告
- 第3号議案 役員選任の件
- 報告事項1 令和5年度 事業計画報告の件
- 報告事項2 令和5年度 収支予算報告の件

令和5年度事業計画

基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、さらには原材料価格や物価の高騰など小規模事業者にとって、大変厳しい状況が続いておりますが、本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

事業計画

- 1 税制指導に関する事業
 - (1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を

令和5年度 収支予算書

自：令和 5年 4月 1日
至：令和 6年 3月 31日 (単位：円)

科目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	85	85	0
基本財産運用益	85	85	0
受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
受取会費	52,794,000	55,404,000	2,610,000
受取会費	52,794,000	55,404,000	2,610,000
事業収益	6,630,000	6,680,000	50,000
共済手数料収益	1,400,000	1,300,000	100,000
小規模企業共済手数料収益	1,000,000	1,000,000	0
労働保険手数料収益	1,400,000	1,500,000	100,000
労働保険報奨金収益	400,000	450,000	50,000
青色帳簿売上収益	30,000	30,000	0
会計ソフト販売手数料収益	1,000,000	1,000,000	0
受託事業収益	1,400,000	1,400,000	0
雑収益	2,304,000	2,442,000	138,000
雑収益	2,304,000	2,442,000	138,000
経常収益計	61,778,085	64,576,085	2,798,000
(2) 経常費用			
事業費	59,452,985	61,631,606	2,178,621
管理費	17,999,188	17,717,320	281,868
経常費用計	77,452,173	79,348,926	1,896,753
評価損益等調整前当期経常増減額	15,674,088	14,772,841	901,247
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	15,674,088	14,772,841	901,247
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
雑損失	0	0	0
事務局移転費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
租税公課(法人税等)	130,000	127,000	3,000
当期一般正味財産増減額	15,804,088	14,899,841	904,247
一般正味財産期首残高	164,745,393	166,097,585	1,352,192
一般正味財産期末残高	148,941,305	151,197,744	2,256,439
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	148,941,305	151,197,744	2,256,439

通じ、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。

(2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。

(3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。

(4) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。

(5) 会計システムを活用し指導相談体制の充実を図るとともに積極的にe-tax利用を推進する。

(6) 社会保障・マイナンバー制度の定着に向け周知を図る。

(7) 会員の減価償却資産適正管理と利便性向上に資するため会計システムを活用し減価償却計算書の配布サービスを実施する。

(8) 消費税インボイス制度の周知を図るとともに、指導体制の整備を図る。

(9) 専門家による税務相談会を実施する。

(10) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。

(11) 一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

2 組織の拡充に関する事業

(1) 記帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。

(2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。

(3) 役員研修会を開催し、税務知識を高め、組織の活性化と会員増強に役立てる。

(4) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。

(5) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

3 広報等に関する事業

(1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。

(2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。

(3) 地域行事・税を考える週間・確定申告期において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。

(4) ホームページを活用し情報発信に努める。

4 福祉厚生に関する事業

(1) 研修旅行をはじめ各福利厚生生活活動を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。

(2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。

(3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。

(4) 専門家による法律相談会を実施する。

(5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営

(1) 理事会、委員会等各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。

(2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。

(3) 会財政の健全化に努める。

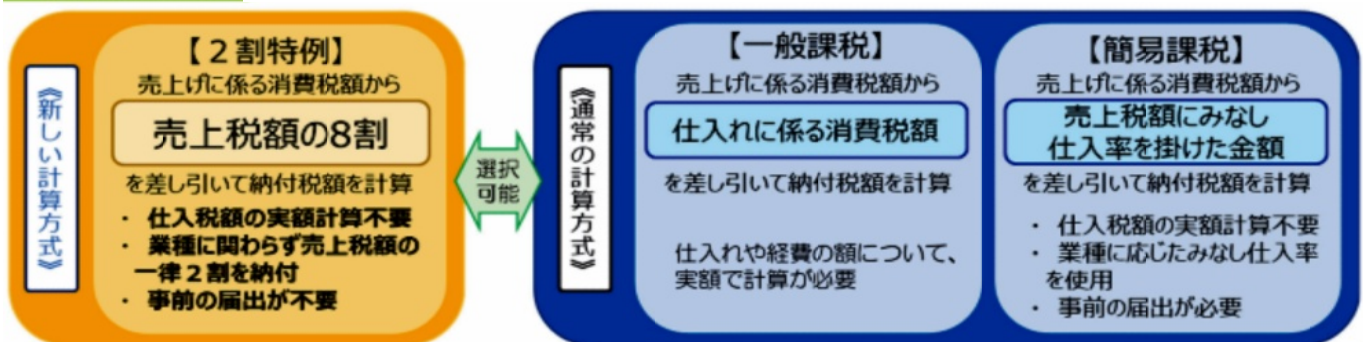
令和5年度
税制改正より

インボイス制度に関する改正について

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間^(※)の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

少額取引(1万円未満)について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具 体 例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対 象 期 間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

7月～8月港北出張所について

7月～8月の下記日程を予約制とさせていただきます。
ご来所の際は前日までにお電話にてご予約ください。
ご予約のない日は閉所とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

予約開設日

7月	24日(月)・31日(月)
8月	7日(月)・21日(月)・28日(月)

8月14日(月)は夏季休業の為閉所となります。

相談受付時間 10時～11時・13時～14時
 予約電話番号 045(577)0615

税理士・弁護士による

無 料 税 務 ・ 法 律 相 談 会

(予 約 制)

日 程

税務相談 7月4日(火)
8月1日(火)

法律相談 8月1日(火)

会 場

事 務 局

相談受付時間

13時～15時

予約電話番号

045(577)0615

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく 第1期分納期 令和5年7月1日～7月31日

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに書面で通知されます。

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。(特別農業所得者以外)

「予定納税額の減額申請」

廃業、休業又は業況不振などの理由により、その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日まで(令和5年は7月18日まで)に所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります)。なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

事 務 局 よ り お 知 ら せ

7月28日(金) 県下職員研修のため

12時までの業務とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。